相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区神楽坂三丁目六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　須永喜美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十四日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　佐々木　奏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県清須市清洲二六五三番地一、最後の住所東京都足立区扇一丁目四〇番四号

被相続人　亡　野口　晴雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十四日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル七階七〇八区―B千葉法律事務所　相続財産管理人弁護士　千葉　宗武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市西区中央二丁目一一番、最後の住所横浜市西区中央二丁目一一番八号

被相続人　亡　岡本　直樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十四日

横浜市中区不老町一―六―九　横浜ヨクセレントVビル八階

相続財産管理人　弁護士　横山　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県諏訪郡下諏訪町五七〇一番地一、最後の住所長野県茅野市宮川五〇一〇番地一

壽和荘　被相続人　亡　林　芳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十四日

長野県諏訪市湯の脇二丁目一一番一一号

相続財産管理人　弁護士　早出　由男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市北区楠味鋺一丁目九一六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　中川　勝良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十四日

名古屋市中区栄三丁目一五番二七号ＣＯＩ名古屋プラザビル七階栄三丁目法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　博之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西区土佐堀一丁目三〇番地、最後の住所大阪府八尾市山城町一丁目四番六号

被相続人　亡　戸田**喜世**子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十四日

大阪市北区天神橋二丁目北二番六号大和南森町ビル九階

相続財産管理人　渡辺　法之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県蕨市中央七丁目六一〇五番地、最後の住所大阪府箕面市新稲一丁目三番三―八三号　被相続人　亡　志村　哲男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十四日

大阪市北区梅田一丁目一一番四号大阪駅前第四ビル一五階

相続財産管理人　木下　慎也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県仁多郡奥出雲町横田六七五番地内一、最後の住所島根県松江市東朝日町一〇一番地一　被相続人　亡　安部眞理子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十四日

島根県松江市内中原町二五九番地三

相続財産管理人　弁護士　松原　三朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市中央区笹丘三丁目一〇番、最後の住所福岡市中央区平尾三丁目九番一号

被相続人　亡　平田　ふみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十四日

福岡市中央区渡辺通二―一―八二電気ビル北館十一階　相続財産管理人　山田　達也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市世安町四一二番地、最後の住所熊本県玉名郡岱明町大字大野下二六六番地二　被相続人　亡　國　時子

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年９月24日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①サンソム・ホールディング・リミテッド　②東京都知事(1)86299　③日本における代表者　渡部博　④東京都江東区亀戸六丁目56番15号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都江東区亀戸六丁目56番15号　サンソム・ホールディング・リミテッド　日本における代表者　渡部博

①日宝工業株式会社　②国土交通大臣(2)6267　③代表取締役　櫻井光隆　④横浜市西区久保町７番11号　廃止した従たる事務所　東京都千代田区鍛冶町２丁目３番４号ＮＰビル５階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦横浜市西区久保町７番11号　日宝工業株式会社　代表取締役　櫻井光隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十四日

熊本県玉名市中尾一四八番地一

相続財産管理人　田中智恵美

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を佐賀県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十二年九月二十四日

神埼郡背振村大字服巻二一六八番地

陣内　芳雄

営業保証金額　金二万円